
プロジェクト **金融資産の減損に関する会計基準の開発**

項目 **第 195 回金融商品専門委員会で聞かれた意見**

本資料の目的

1. 本資料は、第 195 回金融商品専門委員会（2023 年 2 月 14 日開催）において、ステップ 3 における信託への投資に対する予想信用損失による減損モデルの適用について聞かれた意見をまとめたものである。

聞かれた意見

（第 32 項¹の事務局提案に概ね賛成する意見）

2. 金銭の信託について、委託者兼当初受益者が単数の場合の区分（事務局資料第 32 項の区分 A、B、C）の取扱いに関する事務局提案は合理的であると考え。また、委託者兼当初受託者が複数の場合の区分 D についても予想信用損失モデルを適用せざるを得ないと考える。ただし、代替的取扱いについては、実務上の単純化のため、時価変動をすべて信用リスクとみなして予想信用損失モデルを適用する方法もやむを得ないと考える一方、信用リスク要因のみによって減損損失が計上されることが妥当かについては、投資が継続されるか解約されるかによっても異なるため、マーケットへの影響の観点からも悩ましい。そのため、本来は投資先をルックスルーすることが望ましいが、代替的な取扱いを適用する場合には、利用者の混乱を招かないように、開示などによる十分な説明が必要と考える。

（第 32 項の区分 D に関する意見）

現在の減損モデルを維持すべきとする意見

3. 投信の取扱いについては、複雑な会計処理を過渡的に導入せずに済むという観点から、当面は現行の日本基準上のその他有価証券の処理を継続し、今後、分類・測定について検討を進める方針となった時点で改めて検討する方が望ましいと考える。
4. 事務局提案は、区分 D の対象となる投資信託について、信託財産構成物をルックスルーすることを要求しないことを前提としている点については同意できる。一方、その他有

¹ 第 195 回金融商品専門委員会資料では第 31 項。以下同じ。

価証券の区分の中に新たな区分を設けることにより複雑性を増すと考えられるため、現在の減損モデルを継続することを含め再検討することが望ましいと考える。

分類・測定との関係についての意見

5. 事務局提案を検討するにあたり IFRS の処理を考えると、分類・測定を前提として、投資信託は FVPL に分類され予想信用損失モデルの適用対象にはならない一方、信託受益権に含まれる買入金銭債権等は予想信用損失モデルの適用対象になる。本プロジェクトでは、日本基準の分類を維持する方針であり、事務局提案は過渡的な会計処理であることを考慮すると、現時点でここまで対応する必要があるのかについては疑問がある。
6. 事務局提案によれば、投資信託の投資先のルックスルーすることも求められ得るが、これも分類及び測定に関連するため、今回の減損プロジェクトでは分類及び測定は今後検討する扱いとしている方針との整合性に関する関係者の理解についても配慮する必要がある。

代替的取扱いに関する意見

7. 代替的取扱いでは、時価の下落を信用リスクの増大とみなすとしているが、通常、投資信託に信用度が低いものが含まれるケースは少なく、時価下落は市場要因の方が大きいと考えられる。そのため、信用リスクを要因とする影響は僅少又はゼロとみなし、時価と取得原価との差額全体を市場要因としたうえで、時価下落が大きくなった場合に現行の日本基準のように減損損失を認識する方が実態に合うと考えられる。
8. 代替的な取扱いでは、時価変動の影響をすべて信用リスクに起因したものととして処理するが、実務上は国債や地方債については金利リスクに焦点を当てており、代替的な取扱いとの位置付けではあるが、理屈に関して疑問がある。
9. 投資信託は、現状、その他有価証券に分類されているケースが多いが、信託財産構成物である債券の金利リスクと信用リスクを区分することは実務上困難であるため、代替的な取扱いを適用することが想定される。その場合、例えば米国の地方債を組み込んだファンドでは、昨年のような金利上昇局面において、信用リスクが殆ど変動していないにもかかわらず時価下落による損失が計上され、今後の金融緩和局面で戻入益が計上されることになる。損益への影響はファンドの組成時期によって異なり、FVPL の処理よりは小さいと考えられるが、その影響についても考慮する必要がある。

実務負担に関する意見

10. 投信信託には、ファンド・オブ・ファンズ形式など様々な形式があり、組入資産を把握で

きない商品も多いことから、実務上の負荷にも配慮した議論が必要である。

11. 区分 D について、債権又は債券、株式、預金のいずれの性格を有する場合に該当するかによって取扱いを定める事務局提案は、その性格を分ける具体的な基準がないこと、及び投資信託の投資先で判断するとしても、組入資産は債券、株式、不動産等さまざまな項目がパッケージされたものであることを踏まえると、実務上は難しいと考えられる。
12. 今回の事務局提案が、現行の日本基準における金融商品の分類の枠組みを維持しつつ、今後、分類及び測定を取り入れるかどうか検討するまでの経過的な対応としての位置付けとすると、その中で信託受益権をその性格に応じて株式等と債権又債券に区分する定めを新たに入れることは、実務対応上、相応に困難であるとする。

信託の性格に関する意見

13. 事務局の提案内容は、例えば一般的な公募の公社債投信であっても、運用損益を受益権者がすべて負担するようなものは、信託受益権が株式等と同様の性格を有するものとして、予想信用損失モデルが適用される一方、不動産の信託受益権のメザニン部分について、貸付金の性格を有する場合には、その性格に応じて予想信用損失モデルを適用するという考え方でよいか確認したい。
14. 事務局の提案内容は、信託財産を直接保有するのと同様に会計処理するもの（事務局資料第 32 項の区分 A、B、C、E）と信託を一種の事業体とみなして有価証券として会計処理するもの（事務局資料第 32 項の区分 D）に分けたうえで、前者については信託財産構成物に予想信用損失モデルを適用し、後者のうち株式等と同様の性格を有する場合等を除くものについては、信託受益権に予想信用損失モデルを適用するという趣旨でよいか確認したい。
15. 信託受益権が株式等又は債券と同様の性格を有するかの区別に関する議論はこれまでもあったが、現行基準ではいずれの場合もその他包括利益で会計処理されるため、この区別はそれほど重要では無かった。一方、今回の事務局提案が導入された場合には、時価変動を損益に計上するか、その他包括利益に計上するかが変わるため重要な論点になる。この点、現時点で負債と資本の区分を検討することは想定されていないが、現行日本基準でも実務対応報告第 10 号で、種類株式について、法的形式は株式だが債券と同様の性格を有するか否かに関して、一定の時期に一定額で償還されるなどのガイダンスもある。本提案による影響額を検討するうえでは、この区分を行うための考え方を示すことが必要と考える。
16. 事務局が分析対象とした金銭以外の信託には不動産の信託も含まれると理解したが、不

動産を裏付資産として優先劣後構造を組み込んだ信託受益権は、債権又は債券、株式、預金のいずれの性格を有する場合に該当するのか、或いは他の区分となるのかを確認したい。

17. 事務局が提案した投資信託を信託受益権の性格に応じて区分するアプローチの適用に関して、信託受益権には償還請求権が付されているケースが多い中にあるのは、負債性と資本性の分類の難しい議論に発展する可能性があり、慎重な検討が必要である。

信用リスクの考え方に関する意見

18. 区分 D に関連して、信託勘定は信託会社により倒産隔離されており、信託勘定が破綻しても信託財産は保護されるケースが想定されるため、予想信用損失モデルを適用する場合における信用リスクは、信託勘定の破綻リスクであるか、又は投資先の信用リスクであるかを確認したい。
19. 区分 D で予想信用損失モデルの適用対象としている信用リスクが、信託財産構成物ではなく信託勘定を対象とする場合、その信用リスクの程度や計測方法についての整理が必要と考える。また、対象とする信用リスクが大きい場合、株式や債券と同様の性質かを区分するほどの意味合いがないことも考えられるのではないかと。

(その他の意見)

20. IFRS では投資信託は FVPL に分類され、予想信用損失モデルの適用対象にはならないところ、投資信託を信託受益権が有する性格に応じて予想信用損失モデルの適用対象にするという今回の事務局の提案は、今後、仮に IFRS の分類及び測定を取り入れることになった場合には変更され得る経過的な対応であるか、あるいは継続して適用されることになるのか、位置付けについて確認したい。
21. 事務局の提案では、IFRS では FVPL に分類され時価評価される債券と同様の性格を有する信託受益権について、予想信用損失モデルを適用するという FVPL から遠い処理を原則としたうえで、FVPL により近い処理を代替的な取扱いとしているため、国際的な比較可能性を重視して議論していることとの関係についても留意した方がよいと考える。
22. 事務局資料第 32 項における「予想信用損失モデルに基づく貸倒引当金を控除した額をもって評価する」という記載は、IFRS における FVOCI の債券の処理と同様に、その他有価証券に分類される金銭信託の予想信用損失について貸倒引当金は計上されずその他の包括利益として処理することを意図した記載であるか確認したい。
23. 事務局資料第 21 項、第 22 項及び第 32 項の区分 B 及び区分 C の記載が整合していないと

思われるため、確認をお願いしたい。

以 上